

## 栄養教諭一種免許状取得に関する科目

### 管理栄養士養成課程

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論Ⅰ	2							○				栄養に係る教育に関する科目
	学校栄養教育論Ⅱ	2							○				
	栄教免 4 単位												

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	2					○						教育の基礎的理解に関する科目
	教職論	2				○							
	教育の制度と経営	2				○							
	教育心理学	2						○					
	特別支援教育	2				○							
	教育課程論	2							○				
	道徳教育の理論と指導法	2								○			道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	総合的な学習の時間の指導法	2				○							
	特別活動の指導法	2								○			
	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2								○			
	生徒指導論(栄教・養教)	2								○			
	教育相談	2									○		
	栄養教育実習指導	1		事前・事後指導							○		
栄養教育実習	1									○			
教職実践演習(栄養教諭)	2										○		
栄教免 28 単位													栄教免18単位(最低修得単位)

\* 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

全学共通教養科目の「日本国憲法(2単位)」「基礎トレーニング(1単位)」「スポーツと健康の科学(2単位)」「外国語コミュニケーションⅠ(1単位)」「外国語コミュニケーションⅡ(1単位)」「情報A(2単位)」は必修。

\* 「教職実践演習」は、栄養教育実習終了後、又は4回生後期に実習終了見込みでなければ履修することができません。

※ 中学校教諭一種免許状(家庭)・高等学校教諭一種免許状(家庭)と栄養教諭一種免許状を同時に取得しようとする場合の注意点

- (1) 「生徒指導論(栄教・養教)」は、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得に必要な「生徒・進路指導論」とは教育職員免許法施行規則上異なる科目であり、中・高免用の「生徒・進路指導論」を履修済みであっても必ず履修しなければならない。
- (2) 「栄養教育実習」は、管理栄養士養成課程の専門科目(管理栄養士の指定科目)とは全く別の科目であり、学科専門科目の「栄養教育実習」を修得済みであっても、栄養教諭一種免許状を取得する場合は必ず履修しなければならない。
- (3) 「教職実践演習(栄養教諭)」は、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得に必要な「教職実践演習(中・高)」とは教育職員免許法施行規則上異なる科目であり、中・高免用の「教職実践演習(中・高)」と併せて履修しなければならない。

栄養教諭一種免許状は、「学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。」が基礎資格となる(教育職員免許法)ため、本学の管理栄養士養成課程を卒業して栄養士の免許を受けていることに加え、管理栄養士国家試験受験資格を得る必要があります。

教職課程について